

I 病害虫防除指針編集方針

「病害虫防除指針(付 除草剤使用指針)令和8年版」は、都内の農作物生産等における的確かつ安全な病害虫・雑草防除の推進を目的として、以下の方針に従った編集とする。

1. 病害虫防除指針(付 除草剤使用指針)の位置付け

本指針は、都内で病害虫・雑草防除の指導的立場にある者が使用することを前提とするが、農業者等を指導する参考書としても使用するため、平易でわかりやすい内容・記述にする。

2. 環境保全型農業実践のための情報の掲載

環境保全型農業の実践に必要な、病害虫・雑草等防除の考え方や技術情報を掲載する。

- (1) I PM＝総合的病害虫・雑草管理について事例を挙げて詳細に記述する。
- (2) 環境負荷が少ないとされる農薬を選択できる記述とする。
- (3) 病害虫・雑草等の防除技術として、化学的技術の他、物理的、耕種的、生物的技術についても掲載する。

3. 農薬の使用に関する情報の掲載

農薬の安全かつ適正な使用を推進するため、以下の情報を提供する。

- (1) 適切な農薬の選択に必要な情報
- (2) 農薬の適正な使用方法
- (3) 農薬の安全性等に関する各種の基準
- (4) 農薬の使用に当たって遵守すべき法令等

4. 掲載する農薬の選定基準

編集方針1・2を実現するために、掲載する農薬について以下の基準で選定を行う。

- (1) 当該作物及び病害虫に登録のある農薬のみとする。
- (2) 毒物、水質汚濁性農薬は除く。
 - ・農薬取締法施行令第二条において水質汚濁性農薬に指定され、かつ農薬として登録のあるもの
 - －CAT<シマジン>また、水質汚濁防止法施行令第二条における「人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質」を含有する農薬は、なるべく掲載しない。
 - ・政令で定める物質のうち、農薬として登録のある物質
 - －EPN、CAT<シマジン>、チウラム、チオベンカルブ<ベンチオカーブ>
- (3) 吸入毒性の強いものは除く(メソミル)。
- (4) においの残るものは除く(PAP)。
- (5) 特ににおいが強い剤は、止むを得ない場合を除き掲載しない(プロチオホス)。

5. 令和7年版からの主な変更点

- (1) 「ウリ類」の追加
- (2) 資料1「IX 東京都エコ農産物認証制度で使用回数に加えない農薬一覧」の更新